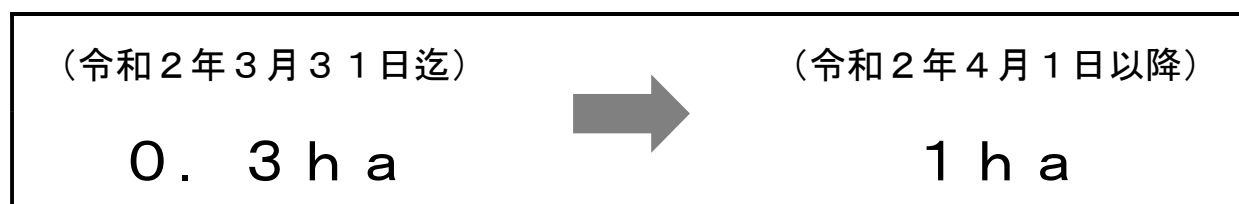


公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる 開発区域の面積の最低限度の緩和について

本市では、公園整備が一定程度進捗していることや小規模公園の維持管理費用が増大していることから、条例により、次のとおり公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度を緩和します。



これにより、令和2年4月1日以降に申請される開発行為許可申請のうち、開発区域の面積が1ha未満の開発行為につきましては、公園等の設置は不要となります。

問 建築指導課開発指導係 TEL:076-443-2104 FAX:076-443-2190

E-mail : kentikusidou-01@city.toyama.lg.jp